

要介護高齢者の在宅生活継続を 阻害する要因について

東洋大学
早坂聡久

2015(平成27)年特養入所要件厳格化

- 介護老人福祉施設入所者に占める重度の要介護者(要介護3以上)の割合
- 2000(平成12)年72.6%
- 2003(平成15)年79.0%
- 2006(平成18)年84.6%
- 2012(平成24)年88.2%

介護報酬の費用別でみるならば、現況において実に9割を要介護3以上の重度の要介護者が占めている



- 「限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図る」ことを目的として、入所要件を原則要介護3以上に限定

調査方法

調査1：都市化の進む仙台圏以外の町村部において、調査協力を得られた特養A園（従来型定員50名＋地域密着型定員29名）名）における2016(平成28)年12月15日時点での入所待機者の状況を把握することを目的とした調査を行った。

調査2：宮城県A郡B町にあるD居宅介護支援事業所が給付管理を行う要介護高齢者のうち要介護1・2利用者（2017(平成29)年12月1日時点）の介護支障要件について把握することを目的とした調査を行った（一次調査）。

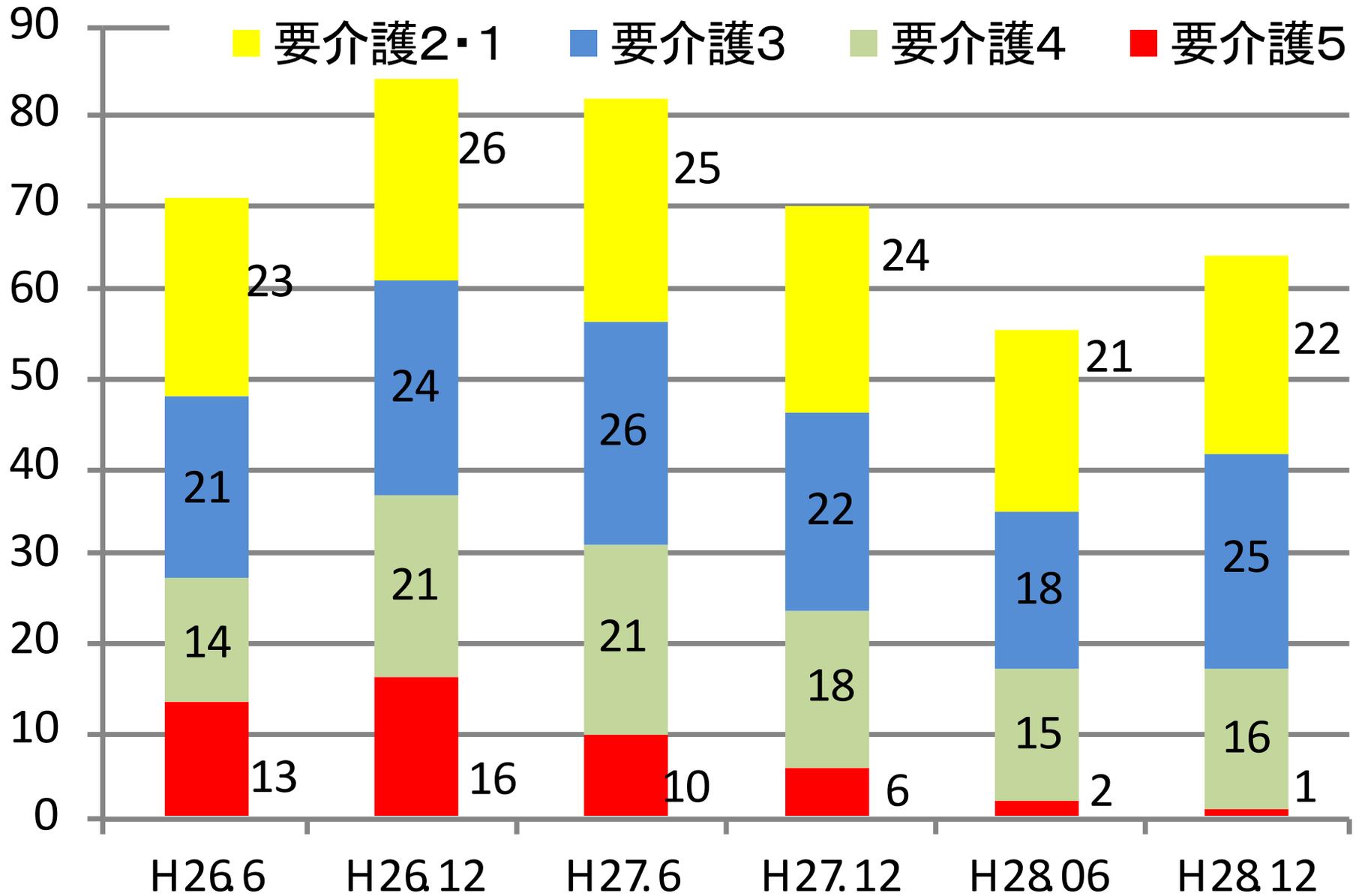
調査1

特別養護老人ホームA園の入所待機者状況

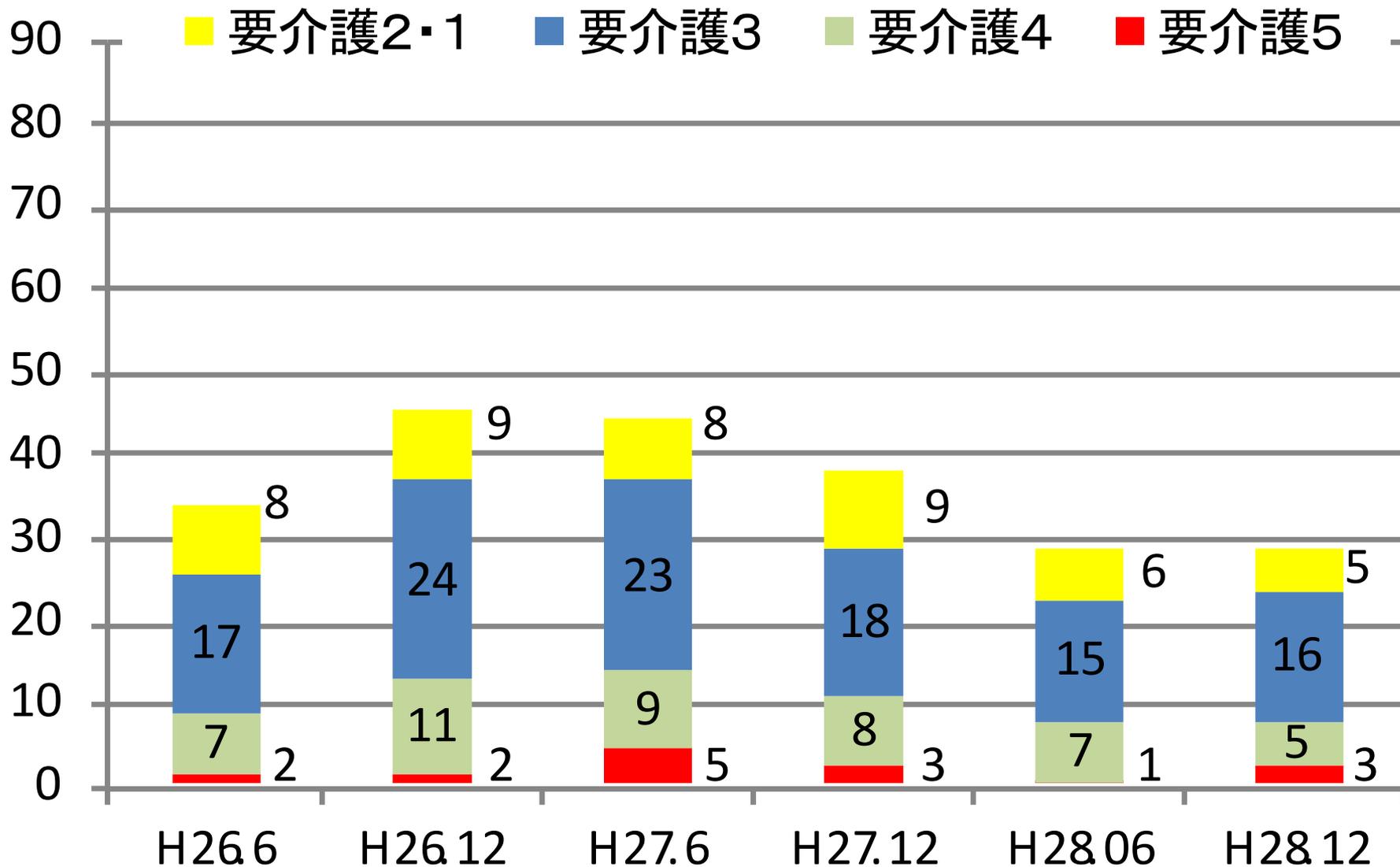
(平成26年～28年)

	H26.6	H26.12	H27.6	H27.12	H28.06	H28.12
要介護5	15	18	15	9	3	4
要介護4	21	32	30	26	22	21
要介護3	38	48	49	40	33	41
要介護 2・1	31	35	33	31	27	27
計	105	133	127	106	85	93

特養A園の女性入所待機者(平成26年～28年)



特養A園の男性入所待機者(平成26年～28年)



■表5 在宅生活継続阻害要因の類型

類型	常時介護	介護者健康	他要援護者	内容	A圏 待機者 N93
A型	—	—	—	住める住宅が無い(住むには適さない)	2名 (※1)
B型	不可	—	—	介護者がいない	21名 (※1を含む)
C1型	部分	病障	有り	常時介護が得られず、介護者は病気や障害を有して いて家族員に他にも要援護者がいる	0名
C2型	部分	健康	有り	常時介護を得られず、介護者は健康であるが、 家族員に他にも要援護者がいる	8名
C3型	部分	病障	無し	常時介護が得られず、 介護者は病気や障害を有している	2名
C4型	部分	健康	無し	常時介護を得られる介護者がいない(内介護者高齢者)	37名 (9名)
D1型	可能	病障	有り	常時介護ができる介護者はいるが、介護者は 病気や障害を有して家族員に他にも要援護者がいる	2名
D2型	可能	健康	有り	常時介護ができる介護者がいて、介護者は健康であるが 家族員に他にも要援護者がいる(内介護者高齢者)	5名 (1名)
D3型	可能	病障	無し	常時介護できる介護者はいるが、 介護者は病気や障害を有している	7名
E型	可能	健康	無し	常時介護できる健康な介護者がいる(内介護者高齢者)	11名 (6名)

介護者(家族員)の状況に帰属する要因(N93)

- 介護者がいない
(B型)21名
- 日中独居等常時介護を得られる介護者がいない
(C4型)37名
- 家族介護者が病気や障害を有している
(C3型・D3型)9名
- 他家族員に要援護者がいる
(C2型・D2型)13名

要介護1・2ケースの様相

- ①「認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること」
- ②「知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること」
- ③「深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること」
- ④「単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること」等の要件



- 施設経営面においては要介護4・5を優先的に入所させたいという思惑

要介護1 & 2の待機者(27ケース)の様相

- 家族介護者無(B型)が9ケースで全てで認知症状を有していた
- 家族介護者はいるものの就労で日中独居など常時介護が可能な状況にない(C4型)の全て(8ケース)も認知症状を有していた。
- 家族員に他の要援護者がいる(C2型・D2型)が6ケース、家族介護者が病気や障害を有している(D3型)が2ケース
- 介護支障要件がないとしたE型の2ケースも介護者が高齢者であった。

調査2

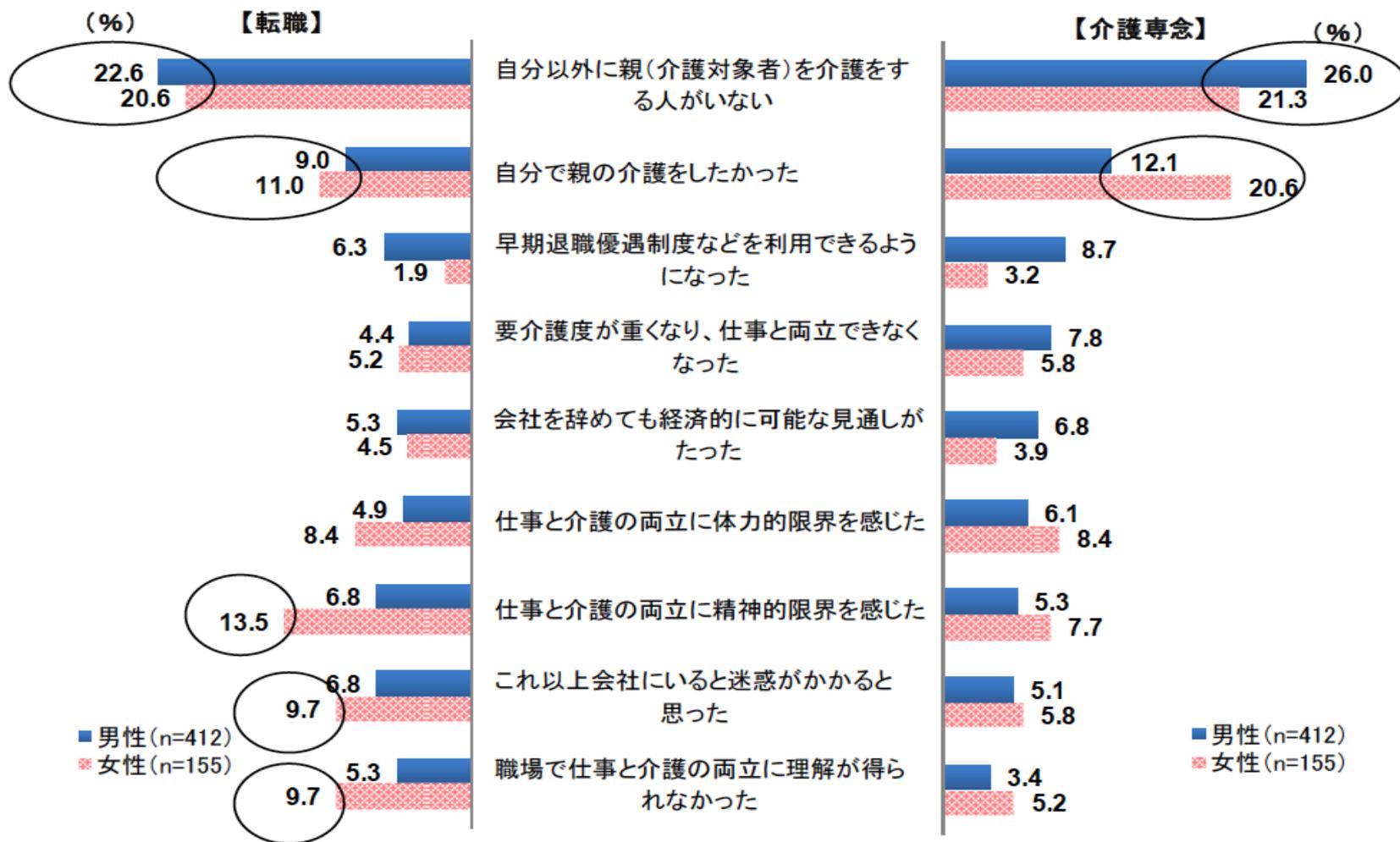
要介護1・2利用者の介護状況調査

- 宮城県A郡B町にあるD居宅介護支援事業所が給付管理を行う要介護高齢者のフェースシート(性別、年齢、要介護度、ADL、利用サービス、家族介護者の支障状況)を基礎資料とし、各々のケースの介護支障要件について担当ケアマネジャーへヒアリングを行い介護支障状況の分類を行った。
- 調査対象は、2017年12月1日現在の給付管理者148名のうち要介護1は26名、要介護2は40名であり、このうち第一次調査として19ケースを対象とする。

介護離職の可能性が高い群について

- 家族介護者が「いない」もしくは日中独居等の常時家族介護（見守り）が得られない状況に要介護高齢者を置かざるを得ない状況では、たとえ要介護度が1や2といった軽度であっても、転倒危険性や安否の確認などで大きな不安がある。
- とりわけ、認知症高齢者において単独での生活時間が長いことは、家族にとっては大きな心配であり、高齢者本人にとっても、不安や混乱、意欲の減退等を導くことが予測される。
- そういった不安定な介護生活の延長線上に、「介護離職」を決断するX点、「在宅生活継続」を断念するY点があるならば、その決断を導く要因について検討する必要がある。

仕事と介護の両立と介護離職に関する調査結果



出典：力石啓史「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査結果」『生活福祉研究』通巻89号,2015

まとめ

- 要介護高齢者の在宅生活継続を阻害する介護者側の要因が強く介在していることが示唆された。
- 要介護1・2の利用者の介護状況からは、日中独居に堪えられる程度のADLの維持によりなんとか介護生活が破綻せずにいるケースの存在や、単身世帯・通い介護世帯が一定程度有ることが明らかとなった。
- こと日中独居ケースのほとんどが主たる介護者の就労が想定でき、それらのケースが介護離職予備群となりえる。
- 「介護離職」は結果的には離職者の主観によって導かれるため、決断を思いとどまらせる条件、促進させる条件等についても検討が必要となろう。